

改修工事に伴い、計画申請時に必要な書類

□1 設計書

□ (1) 図面リスト

- 建築、電気、設備図を通して提出する図面リストを作成
- 各図面に通し番号を入れ、図面リストと番号を合わせる

□ (2) 位置図(付近見取り図)

- 縮尺1/2,500の都市計画図又は住宅地図のコピーでも可
- 今回申請する場所を明示
- 地番又は住居表示を明示

□ (3) 平面図(配置図)(1/100程度)

- 改修建物の全体と、その中で改修部分の範囲を明示
- 敷地境界線、接道道路及び方位を記入
- 電気引き込み、給排水設備の接続等がある場合は、概要を図示及び記述
- 敷地の用途地域、防火指定を明示
- 既存建物の建築基準法の用途及び改修後の用途を明示

□ (4) 面積表(1/100程度)

- 改修する範囲の面積を算出
- 増築、解体がある場合はその面積も算出
- 改修部分等が分かり易く、面積が少ない場合は、平面図に計算式を記入しても可

□ (5) 仕上げ表

- 改修部分の仕上げを外部と内部に分けて作成
- 外部:改修する部位ごとに、既存の仕様と改修の仕様を記述
- 内部:改修する部位ごとに、床・巾木・壁・天井の既存仕様と改修仕様を記述
- ※ 既存仕様を残す場合は、「既存のまま」、改修の場合は、「既存●●仕上げ撤去のうえ△△仕上げ新設」と分かりやすく記述ください

□ (6) 改修平面図(1/100～1/50程度)

- 改修後の平面図は、部位・機器を既存とか新設と図示及び仕様を記述して作成し、ほぼ改修の内容が理解できる図面とする。
- 改修後の室名を表示
- 寸法の入った平面図
- 平面図に書ききれない事項は、特記事項として範囲、仕様を記述

□ (7) 改修屋根伏せ図・立面図(1/100～1/50程度)

- (※基本設計時は、屋根や外部の改修等の面積が大きい又は改修金額が高額な場合に必要。
小規模の場合は改修面積を平面図に計算式と共に明示する。)
- 既存屋根伏せ図・立面図に改修する部位を図示及び仕様を明示。

□ (8)既存平面図・解体撤去図(1/100程度)

- 既存平面図に撤去する部位(間仕切り、床、天井、サッシ、建具、流し台、便器、その他)等を図示及び記述で明示。
- 1枚の図面に天井の部位など表現出来ない時は、既存平面図・解体撤去図を追加して明示。
- 既存の室名を表示。
- 寸法の入った平面図。

□ (9)既存屋根伏せ図及び立面図・解体撤去図(1/100程度)

(※基本設計時は、屋根や外部の改修等の面積が大きい又は改修金額が高額な場合に必要。

小規模の場合は改修面積を平面図に計算式と共に明示する。)

- 既存屋根伏せ図及び立面図を作成し、撤去する部位を図示及び記述で明示。

□ (10)電気設備図(1/100程度)

- 改修平面図を作成し、新設の機器・仕様の概要を図示及び記述で明示。
 - 既存平面図・解体撤去図を作成し、撤去する部位を図示及び記述で明示。
- (※撤去範囲が少ない場合は、改修平面図に撤去範囲を明示。)

□ (11)給排水・機械・衛生設備図(1/100程度)

- 改修平面図を作成し、新設の機器・仕様の概要を図示及び記述で明示。
 - 既存平面図・解体撤去図を作成し、撤去する部位を図示及び記述で明示。
- (※撤去範囲が少ない場合は、改修平面図に撤去範囲を明示。)

□2 見積書

見積書は、次に示した項目に沿って、作成してください。

内容により不要な項目がある場合は削除、追加項目がある場合は、項目を追加してください。

●見積書の項目

- 1.仮設工事
- 2.解体工事
- 3.基礎工事
- 4.タイル工事
- 5.木工事
- 6.屋根工事
- 7.板金・樋工事
- 8.左官工事
- 9.木製建具工事
- 10.金属製建具工事
- 11.塗装工事
- 12.内外装工事
- 13.雑工事(厨房機器、作り付け家具等ユニットで工事に含むもの)
- 14.電気設備工事(照明器具を含む)「※既存解体撤去工事を含む」
- 15.給排水・衛生設備工事「※既存解体撤去工事を含む」
- 16.空調・換気設備工事「※既存解体撤去工事を含む」
- 17.特殊機器工事(プレハブ冷蔵庫・クレーン等)
- 18.解体撤去工事建築工事

小計

- 19.設計・監理費
- 20.諸経費(各種保険費用を含む)

合計

- 21.消費税

総計

【作成上の留意点】

- ・各項目の金額は、微細なものを除き(数量×単価)で算出してください。
- ・各項目の中に工事ごとの諸経費は計上せず、後で一括計上してください。
- ・システムキッチン及び特殊設備機器等の経費の大きいものは、メーカー、品番、規格、定価を備考欄に記入してください。(定価が不明な場合は、専門業者の見積書を添付)

□3 現況写真

- ・改修場所の現状がわかる写真を撮影してください。
- ・平面図に撮影場所、撮影方向を図示してください。

□4 施設整備建物の登記事項証明書

- ・所有者の確認ができるものを提出してください。

□5 施設整備箇所の賃貸契約書の写し

※施設を借用して、事業を行う場合にのみ必要。

□6 その他の関係書類

※その他、施設改修にあたり参考となる書類や改修内容を示すことのできる書類があれば添付してください。